

令和8年度 海神小学校 常設課外部活動会則

船橋市立海神小学校

第一章 総則

第1条 名称

本会は、「海神小課外部活動」という。

第2条 目的

◎スポーツ・音楽を通して、社会性を培い、集団での規律を学び、児童の健全な育成を目指す。

◎学校教育活動の一環として、スポーツ・音楽に関する技術・技能を少年少女に普及する団体であり活動に必要な環境づくりを行う。

第3条 指導者

◎課外活動の活動期間は年度内とし、それに伴い指導者の任期も年度内とする。

◎指導者がいなくなるなどやむをえない場合は、廃部または活動休止となる場合がある。

(1) 常設部活動

部活動名	募集	主な指導者
① 弦楽部	男女	潮見 薫
② ソフトボール部	男女	篠原 孝輔 井上 大地
③ サッカー部	男女	井上 龍人
④ ミニバスケットボール部	男女	染屋 卓実 明石 菜帆

※ 上記以外の職員が支援者としてつく場合がある。

(2) 期間部活動：大会前に設置される特別部活動

部活動名	募集	指導者
⑤ 陸上部	男女	全職員

第4条 活動時間

(1) 朝 なし

(2) 放課後 17：15までに終了し、17：30までに学校を出る。(季節により異なります。)

弦楽部、ソフトボール部、サッカー部は、木曜日休み。男子バスケット部は月曜 女子バスケット部は火曜休み

※上記以外に練習を必要とする場合は、事前に校長の許可を得て、活動延長を認める。ただし、保護者へ連絡するものとする。

※原則、週に2日間の休息日を設けるものとする。(学年会議・職員会議・土日のどちらかなど)

第5条 資格

(1) 常設部活動は、原則として4年以上の児童。

➢ 新年度、校内の指導体制を確認し、4年次4月に体験入部期間を設け、希望があれば仮入部が可能となる。

(2) 練習時間を確保でき、継続可能な児童。

(3) 年度初めは、どの児童(4～6年生)も新たに入部届けを提出する。その提出をもって、本入部とする。

※入部届けの流れ…児童→担任→各部活動顧問

(4) 入部は随時認める。その際は担任を通して入部届を提出する。

(5) 事情により退部する場合は、指導者と相談の上決定し、退部届(形式は問わない)を保護者筆で担任に提出する。

第二章 役員組織

第6条 組織

(1) 計画に基づき練習及び試合、その他の活動中または移動中に起きた負傷などについては学校長の承認のもと、「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の適用を受けることができるが、事前(年度当初)の申しこみが必要になる。

(2) 本会は部活動ごとに保護者の役員会をする。

第7条 保護者会役員

(1) 本会では、部活動ごとに次の役員を置く。会長，幹事，会計，会計監査

第8条 役員の仕事

(1) 会長は本会の代表として会務を行う。(2) 幹事は会長の指示を受けて本会に必要な事務処理を行う。

(3) 会計は金銭と関係書類を整理する。(4) 会計監査は部費の監査を行う。

第三章 会計

第9条 会計

(1) 各部の必要経費は(名称 部費)は、必要に応じて各部で徴収し、各部で年度末に監査を行い、部員保護者へ報告をする。

(2) 教育の会からの部活動補助金は会計報告書を作成、各部会計担当と教育の会代表、教頭による監査を受け教育の会へ報告をする。

第10条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、3月31日までとする。